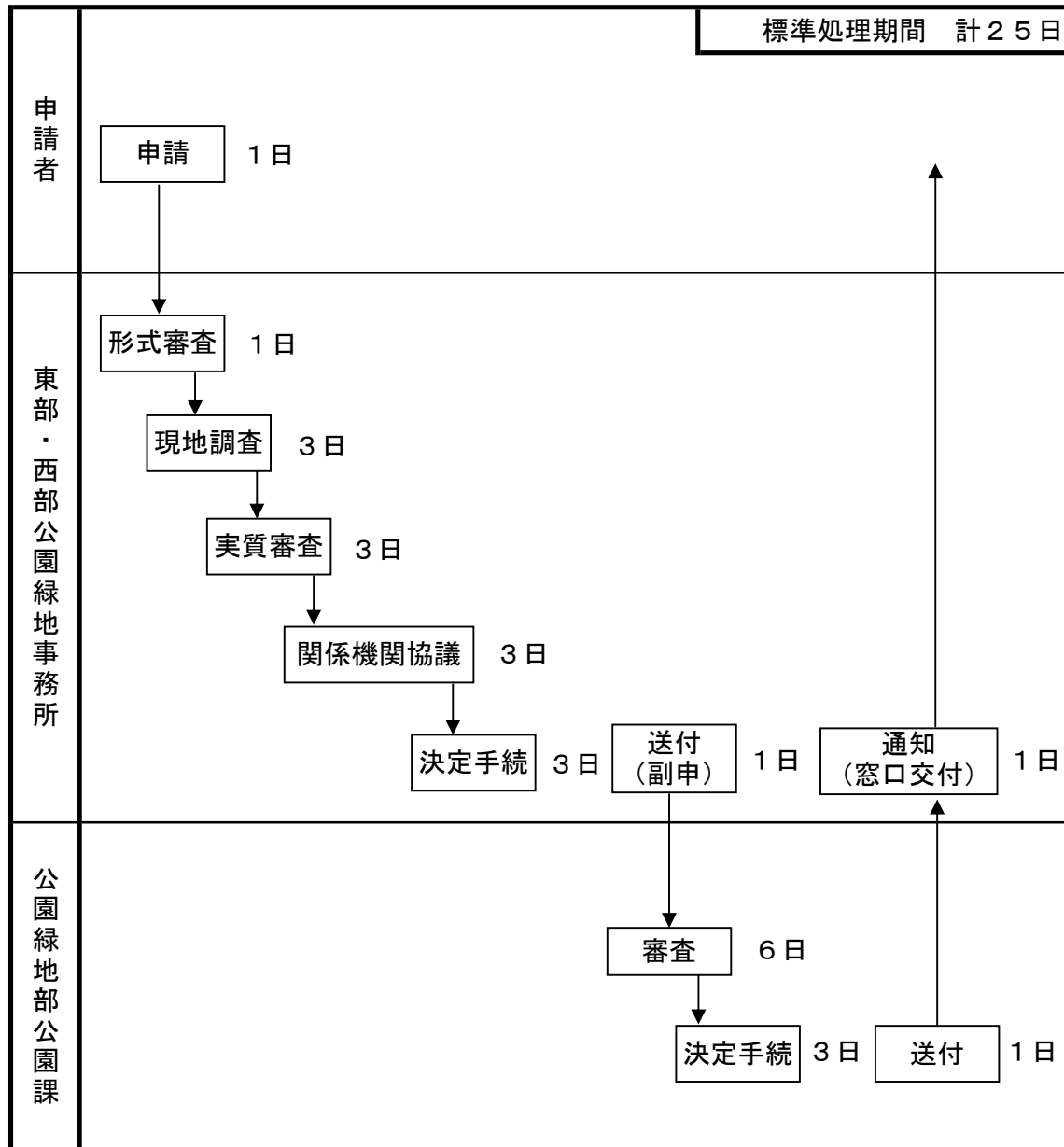


《事務処理フロー図》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
2	現地調査	行為箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている現況及び周辺状況について確認します。
3	実質審査	申請書の内容について、法令による許可基準を満たしているかどうかを審査します。
4	関係機関協議	建築基準法関係について、当該区市建築担当課又は建築指導事務所と協議します。
5	決定手続	許可の諾否について、事務所長が決定します。
6	送付	事務所長が決定した申請書を、処理機関である公園緑地部公園課へ送付します。
7	審査	申請書及び添付書類について、法令との照合を行う等の審査をします。
8	決定手続	許可の諾否について、公園緑地部長が決定します。
9	送付	公園緑地部長が決定した許可書を、事務所長あて送付します。
10	通知	通知申請者に通知します。

※窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱に定められている期間